
第六共和国体制の終焉？

韓国における民主主義をめぐる試行錯誤

木村 幹
Kimura Kan

[要旨]

1987年に民主化を果たした後の韓国は、幾度も選挙による政権交代をなし遂げるなど、「第三の民主化」の典型的な成功事例と見なされてきた。その背景には、歴史的経緯から形成された民主主義に対する理解があった。すなわち、大統領直接選挙制の実現・維持こそが民主主義であり、この要素を中心とする制度的民主主義を支えなければならない、とする認識である。だからこそ彼らは時にボス政治家による談合で、また後には大規模デモにより圧力をかけることで、「分割政治」状況を是正しようと試みた。

しかし、民主化から38年を経ようとする今、かつての民主主義にかかわる社会の共通理解は失われ、ボス政治もデモによる解決も機能しなくなっている。本稿ではこのような韓国の民主主義がたどってきた経路と帰結について改めて整理したい。

はじめに——李在明政権と第六共和国体制

2025年6月4日、前日に行われた大統領選挙の結果を受け、李在明が第21代大統領に就任した。2024年12月3日に突如として行われた尹錫悦による非常戒厳令宣布後、混乱を続けてきた韓国政治はとりあえずの安定性を確保したことになる。

とは言え、この混乱の6ヵ月がいかなるものも生み出さなかったということではない。なぜならその過程では、今回の混乱がもたらされた原因と今後の課題についてさまざまな議論が戦わされたからである⁽¹⁾。これにより、韓国の人々は自らの置かれた状況についての一定の認識を獲得し、その認識をベースとして李在明率いる新政権が今後の改革に取り組むこととなる。

そしてその中で、改めて注目されたのは、2つの要素であった。1つ目は韓国社会の激しいイデオロギー的分断であり、2つ目は現在の憲法体制が抱える問題であった。つまりそこに存在したのは、社会のイデオロギー的分断により憲法体制の欠陥が露呈したという理解であった。

だからこそ、今回の大統領選挙では、社会のイデオロギー的分断の克服の必要性和同時に、憲法改正の必要性が議論されることになった⁽²⁾。主要な候補者であった「共に民主党」の李在明、「国民の力」の金文洙、そして「改革新党」の李俊錫の3者が各々異なる形での憲法改正案を示して競い合う形になった。

もちろん、憲法の改正にはまず国会で定員の3分の2以上の賛成を得て発議がなされねばならず、与野党が激しく対立する現在の韓国国会にて、その合意が容易に得られるとは思えない。しかしながら、世論調査によれば憲法改正を求める国民は過半数に達しており、その必要性が大きく認識されている。

とは言え、ここで大きな疑問が起こる。現在の韓国憲法は1987年10月に民主化運動の中で改正されたものであり、すでに37年以上の間、一度も改正されることなく、今日に至っている。その間に韓国は幾度もの政権交代を経験し、近年まで同じ時期に民主化を果たした「民主化の第三の波」における、典型的な成功例と見なされてきた⁽³⁾。

それではどうして韓国の民主主義はこのような事態に立ち至ったのか。本稿ではこの原因について、歴史的経過を確認する形で論じてみたい。

1 前史としての権威主義政権期

第2次世界大戦後に独立を果たした多くの国々がそうであったように、韓国もまた自らの政治制度を確定するまでの間に、長い試行錯誤の時期があった。その試行錯誤をまず振り返ってみよう⁽⁴⁾。

1948年の大韓民国独立と同時に樹立された体制は、一院制の国会による間接選挙で選ばれる大統領の下に国務総理を中心とする国務会議が置かれる、議院内閣制の側に近い「半大統領制」のシステムを採用していた。しかしながら、当時の韓国国会は極端な小党分立状態にあり、初代大統領に選ばれた李承晩は困難な政策運営を強いられた。その結果、大統領側が大統領直接選挙制の実現と大統領権限の強化を、国会側が大統領からの大幅な権限のはく奪と議院内閣制要素の強化を求める憲法改正案を出し合う状況が続いた。1952年、李承晩は朝鮮戦争下において臨時首都が置かれていた釜山一帯に戒厳令を宣布、国会を警察や暴力団が取り囲む中、自らの求める大統領直接選挙制を軸とする、第1次憲法改正を力づくで実現する。

続く1954年には与党「自由党」が国会の過半数を押さえる状況で李承晩は大統領3選を1956年に果たし、国務総理職を廃止して、大統領が自ら国務会議を主催する第2次憲法改正を実現する。これにより、韓国政治から「半大統領制」的要素が大きく薄められた。

とは言え、この李承晩による強権的な政治は国民からの大きな批判を浴びることとなり、1960年4月、大統領職を辞し、ハワイへの亡命を余儀なくされる。韓国最初の大規模な民主化運動「4月革命」である。李承晩政権期の過大な大統領権力の反省から、1960年に新たに改正された憲法体制では、国会における間接選挙で選出される大統領が象徴的な存在にとどまる一方、同じく国会により選出される国務総理が、閣僚任免権や議会解散権を有する実質的な議院内閣制が採用された。こうして李承晩が支配した「第一共和国」体制が崩壊した。

しかし、この憲法改正により樹立された「第二共和国」は、第一共和国期の最大野党であった「民主党」の2つの派閥、すなわち旧派と新派が激しい派閥争いを展開して機能停止状態に陥る。ここで勃発するのが朴正熙率いる5・16軍事クーデタである。朴正熙は当初こそ直接の軍政を敷いたものの早期の民政移管を宣言し、1962年には新たな憲法を制定した。こ

の制度では、国民からの直接選挙により選ばれる1期4年の大統領の任期は、連続2期8年までとし、その下に国务総理をはじめとする閣僚が置かれることになった。韓国は、再び李承晩政権中期の大統領の側に権力が偏重した「半大統領制」に回帰したことになる。「第三共和国」と呼ばれる体制である。

この「第三共和国」体制は1969年に大統領の3選を可能とする改正が行われた後、1972年、朴正熙が突如として宣布した戒厳令と「10月維新宣言」を発したことにより停止され、新たな「維新憲法」が制定された。「第四共和国」である。この体制下では、大統領は「完全公営選挙」で選ばれる代議士らからなる「統一主体国民会議」で間接的に選出され、野党の候補者は立候補すらできなかった。国会議員の選出においても、国民が直接選挙できるのは3分の2の議席のみであり、残り3分の1の議席は大統領から推薦されるリストにより任命される議員が占める制度になっていた。これにより韓国の民主主義は一旦機能を失い、「むき出しの権威主義的支配」が行われた。

よく知られているように、「第四共和国」体制はこれに反対する民主化運動の勃発と政策の行き詰まりを背景に、朴正熙の暗殺で実質的に終了し、短い崔圭夏と全斗煥の最初の大統領就任期を挟んで、全斗煥らによる「新軍部」が支配する「第五共和国」体制へと導かれる。ここでは国会の全議員が直接選挙で選ばれるようになるなど、民主主義の回復に向けたさまざまな改革が行われたものの、大統領選挙のみは、形式的な間接選挙で行われる形が維持された⁽⁵⁾。同時にこの体制下では目前にソウル五輪という大きな国際舞台が控えていたこともあり、与野党政治家の活動制限が次第に緩められ、学校の制服廃止やプロスポーツの開始、さらにはカラーテレビ放送の解禁などの開放政策が展開された⁽⁶⁾。

こうして韓国の政治社会をめぐる状況は大幅に改善され、唯一残った権威主義政権期の制度的遺産である「大統領間接選挙制」を、いかにして改めるかだけが、韓国における「民主化」の中心的な課題になった。時の大統領であった全斗煥が出した答えは「議員内閣制」への憲法改正であったが、この試みは1期7年と任期が限られていた大統領であった彼が、退任後も政権を背後から操ることを可能にするとして、民主化を求める国民からはもちろん、盧泰愚を中心とする党内にて次期政権をうかがう議員からも反発を浴びた。

いつしか韓国においては、民主化の具体的な目標が「大統領間接選挙制」を「大統領直接選挙制実現」へと極めて狭く絞り込まれていくこととなった。

2 「第六共和国」体制の制度的課題

ここにおいて重要であったのは以下の点である。「民主主義」は論争的な概念であり、例えば、大統領制と議院内閣制、あるいは半大統領制のうち、どれが最も望ましい民主主義体制であるかについての議論が延々と続けられている。目指すべき体制が不明確であるがゆえに、そこに至らんとする動き、つまりは「民主化」にかかわる動きの内容も、無限に多様なものとなる。

だからこそ多様な論点が存在する民主主義へと向かう民主化の道は、時に極めて論争的で混乱に満ちたものになる。独立直後の韓国がそうであったように、そのために憲法は幾度も

改正され、やがて時の権力者にとって有利なように書き換えられる。

加えて重要なのは、民主化の過程において人々に与えられる時間は、時に限られていることだ。多くの民主化運動は大統領選挙や国会議員選挙といった重要な政治的イベントの前後に起こることが多く、選挙日程も考慮される必要があった⁽⁷⁾。

そしてこの与えられた時間の短さは1987年の韓国の民主化においても明確だった。当時は1988年2月に現職の全斗煥大統領が任期を終えることになっており、それまでに憲法改正等を実現し、新大統領を選出することが必須であった。

しかし、激しい民主化運動を受けて、与党「民主正義党」代表で、次期大統領選挙候補者の盧泰愚が「民主化宣言」を発表して、大統領直接選挙制の実現を約束した時点ですでに6月29日。大統領制では通常、選挙から2ヵ月程度の政権移行期間を置くことが望ましいとされているから、選挙は遅くとも12月となる。その前に憲法を改正し、公職選挙法等を整備し、さらにはこれらの法律告示と選挙運動期間を取ろうと思えば、10月のうちには新憲法が確定されなければならない。第五共和国憲法の規定では、憲法改正には国民投票が必要だったから、国会は発議のための憲法案を9月には確定する必要がある。国会での議論にも一定の時間は必要だから、8月にはすでに憲法草案に対する与野党の協議が終わっていなければならない。

こうして1987年の韓国では、7月から8月までの極めて短い期間に、与野党間での憲法草案策定の議論が終わり、これを主として担った「8人委員会」は実質的に1ヵ月で、大統領直接選挙制の実現を中心とする、130ヵ所もの大幅な憲法改正案を作り上げた。

とは言え、議論の期間を区切ることは、この時の憲法改正に大きな課題を残すこととなった。1つは、大統領による緊急措置権をめぐるものであり、1962年に制定された第三共和国憲法にまで遡る広範な緊急措置権が残された。

2つ目、そしてより重要なのは、この憲法が大統領の任期について5年1期、国会議員は4年、裁判官は6年と異なる任期の制度を採用したことである。この点について当時の韓国のメディアは6年1期を主張する「民主正義党」と、4年2期を主張する「統一民主党」の主張の間を取って、「統一民主党」党首の金泳三が5年1期の妥協案を作ったのだ、と報じている。

明らかなのはこれらの議論において重視されていたのが、これまで大きな権限を有する大統領をいかに抑え込むかであり、この点は金泳三や金大中による長期執権を危惧する与党側も同じであった。委員の一部では、大統領と国会議員の任期を違えることで国会議員選挙にアメリカの中間選挙が有するような政権に対するけん制効果を期待する意見すら存在した。

そしてそれはある程度はやむをえないことであった。この時点までの韓国では、第一共和国初期の短い時期を除いて、大統領与党が国会における少数派であったことはなく、両者の勢力が分かれることにより惹起される「分割政府」の危険性については、理論的にはともかく、現実的にもほとんど考慮されていなかったからである。

3 ボス政治の展開

この危惧はすぐに現実になった。1987年の大統領選挙において金泳三、金大中、金鍾泌を

破って大統領に就任した盧泰愚が率いる「民主正義党」は、その直後に行われた1988年の国会議員選挙では全299議席中、125議席しか獲得できず、大惨敗を喫することになったからである。金泳三率いる「統一民主党」と、金大中率いる「平和民主党」は合わせて129議席というより多くの議席数を有しており、彼らはこの数の力を利用して、各種「聴聞会」を組織、全斗煥を含む前政権の要人の責任を厳しく追及した。

しかし、そこで大きな変化が起こる。1990年1月、盧泰愚、金泳三、金鍾泌は突如記者会見を行い、彼らが率いる「民主正義党」「統一民主党」「新民主共和党」の3党統合を宣言したのである。これにより成立した「民主自由党」は217議席の巨大政党となり、民主化後最初の「分割政府」状態が解消されることとなる。この時の、3党統合について、記者会見を行った金鍾泌は次のように述べている。

与党少数野党多数の4党体制の形成は、与党の独走を抑制し、民主化を促進しようという国民の命令と受け止められました。

しかし、それは与党の過剰な無力化と野党の地域主義・派閥主義的性向により、過去2年間にわたる無為の浪費となり、政治への不信と不安だけを深め、国民の期待に応えることができませんでした。

これにより、民正・民主・共和の3党に所属してきた私たちが、国民の願望と時代性を共有し、新たな国政担当勢力として今日新たな出発をすることは、私たちの憲政史上前例のないことであり、新たな一歩となる偉業です⁽⁸⁾。

明らかなのは、当時の主要政治家であった盧泰愚、金泳三、金大中そして金鍾泌の4名が「分割政府」状況における政策運営の困難さを認識し、それを克服する必要を理解していたことだった。とりわけそのことは、当時の政治状況において慶尚道を中心とする勢力と、全羅道を中心する勢力の間で、キャスティングボートを握ることになった金鍾泌において顕著であった。彼の意識の中には、1961年に自らも参加した軍事クーデタ直前や、1979年に朴正熙が暗殺された直後の与野党の主導権争いが、韓国の民主主義に対する信頼性を毀損した、という理解があったからである。

だからこそ、このような金鍾泌に代表される彼ら「ボス政治家」による政治的統合の試みは、極端な「分割政府」状態が目前になると繰り返された。2度目の例は、1997年の大統領選挙を目前にした金大中と金鍾泌の連合である。当時の政治状況は、金泳三政権与党であった「新韓国党」が金鍾泌らの離党により過半数を失い、金大中が結成した新政治国民会議と激しく競う状態にあった。このような状況下、金大中と金鍾泌は、金鍾泌の大統領選挙立候補辞退と、金大中への候補の一本化、さらには将来の議院内閣制への憲法改正への合意を発表する。

金大中と金鍾泌の名前から「DJP連合」と呼ばれた両者の提携は、併せて合流した「民主正義党」系有力政治家であった朴泰俊の名を加えて、「DJPT連合」へと発展する。「新韓国党」が第1党の地位を占める中、「DJPT連合」は国会の過半数を占めることはできなかったが、それでも単独で過半数を占める政党が存在しないため、国会における与野党拮抗状態を作り出すことに成功した。韓国をアジア通貨危機が襲う中、金大中による初期の政権運営は

これにより辛うじて可能なものとなった。

4 「開かれたウリ党」と大規模デモの政治

とは言え、「分割政府」状況が、一部政治家の決断と連携により克服される状況は長くは続かなかった。盧泰愚、金泳三、金大中そして金鍾泌による「ボス政治」は、彼らが自らの政党とその基盤となった出身地域において圧倒的な影響力を有していたから可能なものだったからである。こうして、盧泰愚、金泳三、金大中が順次大統領を歴任して政界を引退し、金鍾泌も自らの率いる「自由民主連合」が2000年の国会議員選挙に惨敗して政界での影響力を急速に失墜させると、韓国における「ボス政治」は終了し、「分割政府」状況をその連携により克服することは不可能になった。

代わって出現したのは、保守・進歩の2大政党が対峙する状況であり、イデオロギー的対立の深化であった。この点において、重要な画期となったのは、2002年の盧武鉉大統領当選から2003年の「開かれたウリ党」の結党、さらには国会による盧武鉉の弾劾、2004年国会議員選挙における「開かれたウリ党」の大勝と憲法裁判所における弾劾不認容へと至る道である⁽⁹⁾。

重要な点は2つあった。第1には金大中与党であった「新千年民主党」の候補者として大統領に当選した盧武鉉と彼を中心とする議員が、大統領当選直後から、現在の全羅道出身者を中心とする政党のあり方では来るべき2004年の国会議員選挙での勝利はおぼつかない、として党刷新運動を開始する。その結果、彼ら、党刷新を求める勢力は離党し、新たに「開かれたウリ党」を結党した。同党は結党時の綱領において次のように述べている。

殉国烈士の崇高な独立精神と犠牲精神、4.19民主理念、5.18光州民主化運動と6月10日の民主抗争の精神を継承した正統な民主改革勢力である「ヨルリンウリ党（開かれた我々の党）」は、すべての国民の新しい政治への熱望を集め、自らが誇れる新しい国を創造することを誓います。

私たちは、すべての国民が望む新しく清潔な政治の実現、中産階級と庶民が豊かに暮らせる国の具現、共に生きる温かい社会の建設、そして韓半島の平和統一を目指します⁽¹⁰⁾。

明らかなのは、この政党が自分たちこそ1987年の民主化運動の流れを組む「正統な民主化勢力」であることを強く意識し、党のアイデンティティーをこの点に置いていたことであった。だからこそ、その結党に至っては、「新千年民主党」所属の政治家や議員のみならず、かつての民主化運動において重要な役割を果たした活動家等が、他政党、さらには政界の外からも広く参加することになった⁽¹¹⁾。与党の中で地位を築いた彼らは「ウリ党」のイデオロギー的性格を明確にし、「正統な民主化勢力」としての立場から、これに対抗する守旧勢力をかつての与野党の別を問わず激しく糾弾した。こうして韓国の政界は急速にイデオロギー色を増し、現在まで続く「保守と進歩の対立」という構造が成立する。

そして、第2に重要なことは、このようなかつての民主化運動を率いた人々の党内外からの結集と党権掌握により、韓国に新しい政治文化が生まれたことである。すなわち、「デモの政治」である。

この点については少し説明を行う必要がある。言うまでもなく、韓国は前近代から活発な

人々による政治運動が見られる国であり、それは1945年に朝鮮半島が植民地支配から解放された後も変わることはなかった。解放直後の反信託統治運動や1960年の4月革命、1964年の日韓基本条約反対運動や、1979年の釜馬民主化抗争や1980年のソウルの春、さらには1987年の民主化運動等、大きな政治的変革期には大規模デモが出現し、時の政治的状況に影響を与えた。

しかしながら、注目すべきはこれらの大規模なデモは、いずれも国会内に基盤を有する主要政党により組織されたものというよりは、その枠外に置かれた国民により組織されたものであった、ということである。そしてそれはとりわけ1987年の民主化運動後において顕著であった。かつての民主化運動の主流を担った運動家たちは、1987年において金泳三、金大中のどちらの候補者をも積極的に支持せず、その枠外で独自の運動を続けることになったからである。このような人々を当時の韓国では「在野」勢力と呼び、国会内に基盤を置く「制度圏」野党に対して、在野の「運動圏」勢力が微妙な距離を置いて対峙する状況が継続した。

そして「制度圏」に拠点を持たなかった彼らが依拠した手段の一つが、大規模デモを組織して、時の政治に圧力をかけることであった。だが国民から多くの支持を受けられなかった「在野」の人々の試みは功を奏しなかった。こうして金大中政権の成立と同時に彼らは個別に「制度圏」政党に吸収されていくことになる。

こうして見ると、「開かれたウリ党」の成立とかつての「運動圏」の人々の党内掌握は、彼らによる一種の党内クーデタであったことがわかる。そして、彼らはここで自党の活動に、自らが依拠してきた政治的手法を持ち込むことになる。すなわち、大規模デモの活用である。こうして韓国では、政党と大規模デモが一定以上の関係を持つ状況が出現する。

よく知られているようにこうして出現するのが、明確な党派性を持った「ろうそくデモ」である。彼らはこれを、自分たちの主張が国民に支持されている証だと主張した。その端緒となったのは、言うまでもなく、2004年の盧武鉉弾劾反対デモであり、これにより世論の主導権を握り、国会議員選挙での勝利と弾劾不認容を獲得した彼らは、以後も政局が大きく動くたびに大規模デモを自ら組織し、政治的状況をリードしようと試みることになる。つまり、彼らは大規模デモにより他党に政治的圧力をかけることで、「ウリ党」分党の結果生まれた「分割政府」状況を是正しようと試みたのである。その過渡的な状況について、東亜日報は次のように報じている。

先週末、ソウルの光化門一帯には10万人以上がキャンドルを手に集まりました。大統領弾劾訴追案を無効化しようという声が都心を覆いました。

このような雰囲気の中、支持率が急上昇している開かれたウリ党は、公党らしく大規模な群衆集会と意図的な「距離置き」に乗り出しています。

鄭東泳議長は15日、全国の党員に対してキャンドル集会に集団で参加しないこと、また参加する際には黄色いジャンパーを着用しないよう指示しました。

さらに、14日には経済5団体長との懇談会で、集会の拡散を懸念する経済人に対し、「野外闘争は絶対にしない」と安心させました。

[中略]

しかし、このような開かれた我々の党指導部の姿勢とは対照的に、開かれたウリ党のホームページを見ると、扇動的なスローガンが数多く見られます。初期画面を開くとすぐに弾劾政局緊急掲示板が表示され、弾劾案が国会を通過した当時の動画が再生されます。掲示板と動画をスキップしても、「弔意 弾劾反対！民主守護！キャンドル集会 本日午後7時 教保ビル前。3・12クーデタ粉碎のための全国民行動を共にしましょう」というバナーが最上部で輝いています⁽¹²⁾。

こうして大規模デモを自らの政治的目的遂行のための手段として採用した「開かれたウリ党」の戦略は成功し、彼らは国会議員選挙にて勝利して「分割政府」状況を克服するとともに、盧武鉉弾劾不認容を獲得する。つまり、この時点で「ウリ党」が利用した大規模デモは、かつてのボス政治家らによる連合の代替効果を果たしたことになる。進歩派はこうした大規模デモを用いる戦略を、2008年のアメリカ産牛肉輸入反対デモ等の形で展開し、保守政権と与党に対し、デモの要求を「国民の意志」として突き付けた⁽¹³⁾。

しかしそれだけでは進歩派側のみの動きに過ぎなかった。やがて事態はより深刻な状況へと帰着することになる。次にその経緯について見てみたい。

5 「国民の命令」言説と保守側の言説受容⁽¹⁴⁾

こうして大規模デモが、「分割政府」状況の是正と、政治的目的達成のための進歩派に多用される中、顕著に表れるようになった言説が存在する。それはすでに述べたような「デモは国民の意志の表れであり、だからこそ政府や政治家はこれに従わなければならない」という言説である。

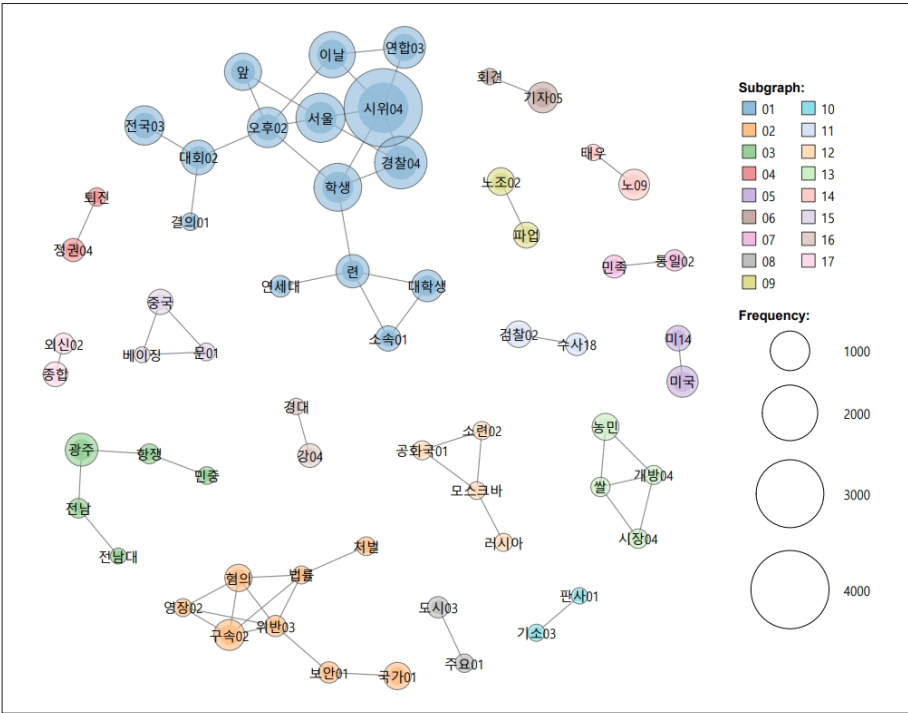
それではこのデモが「国民の意志」の表れだ、という言説はどのようにして生まれたのだろうか。例えば、第1図は韓国を代表するハンギョレ新聞における1990年代のデモにかかわる言説を図示したものである。デモが学生や労働者と関係するものとして論じられていたことがよくわかる。

しかし、これに対して2010年代に入ると、状況は第2図のように変化する。デモは学生や労働者といった特定の人たちの意見を代表するものではなく、広く「市民」を代表するものである、という理解が進歩派メディアにおいては一般化していることがわかる。

とは言え第3図に見られるように、このデモとは市民の意見を代表するものだ、という考え方は同じ時期の保守派メディアにおいては一般的なものではなかった。つまり、この時点でのデモに関わる言説は、少なくとも韓国メディアにおいては保守派と進歩派の間で「分断」されていたのである。だが、やがてこの言説は保守派にも受け入れられていくことになる。その経緯について、その最も強い表現の一つである「国民の命令」という言説について見てみよう。

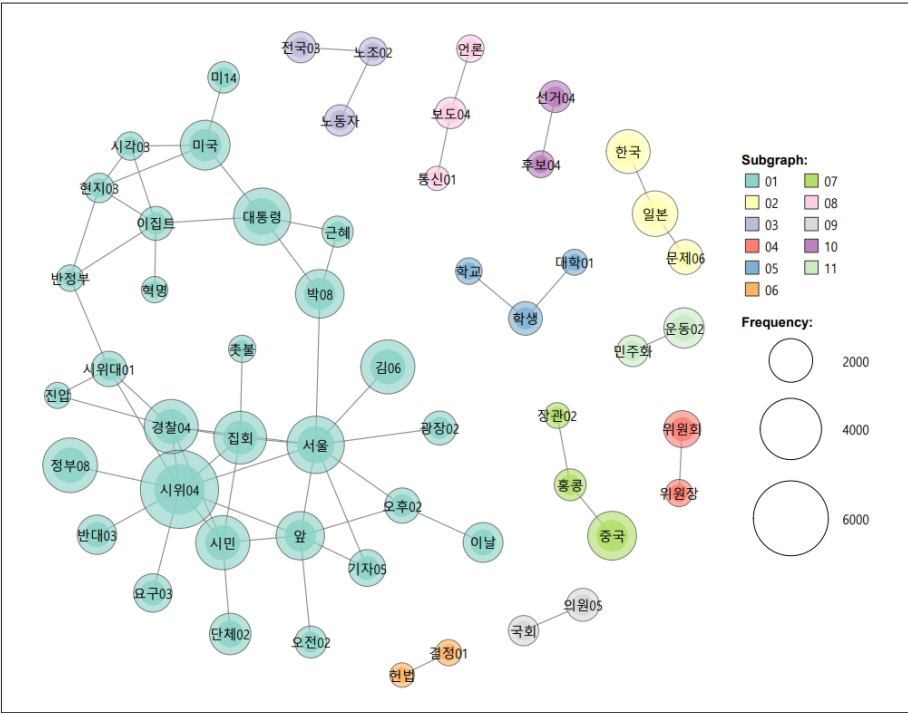
まず民主主義体制において国民の意志を政治家が従うべき「命令」だと見なす言説は、韓国においては実はそれほど新しいものではない。例えば、すでに述べたように1990年代の「民主自由党」結党時、金鍾泌は1988年の国会議員選挙における与党の惨敗を、野党に対して権力を厳しく監視せよという旨の「国民の命令」だと見なした、と述べている⁽¹⁵⁾。

第 1 図 1990年代の『ハンギョレ』におけるデモにかかわる言説



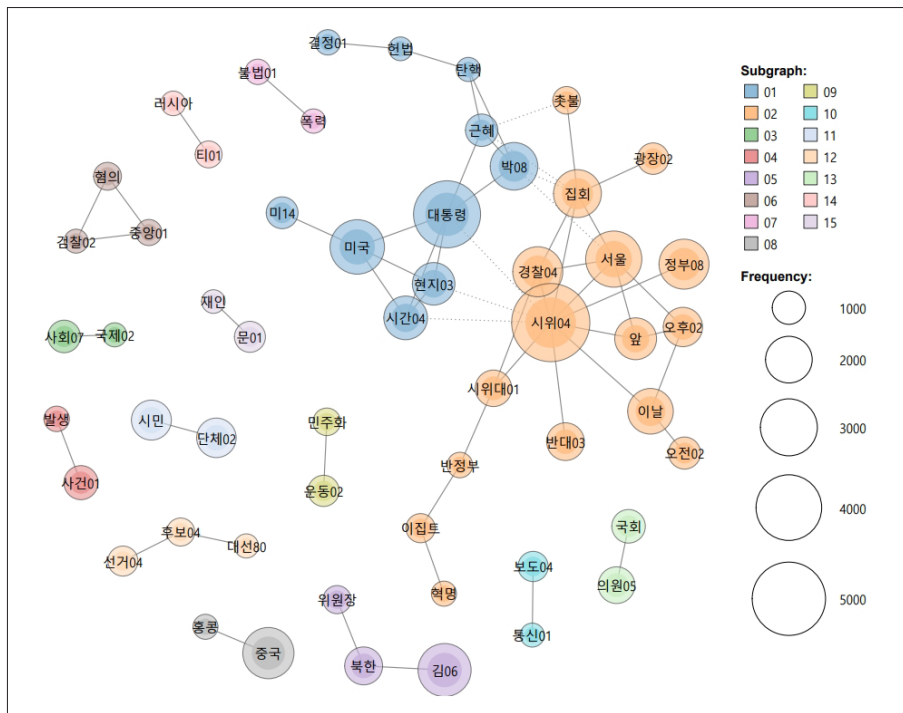
(注) 「示威」「デモ」にかかわる記事の関連語の共起ネットワークを示している。「学生」が大きな関連を有していることがわかる。
(出所) 한국언론진흥재단「빅카인즈」 <https://www.bigkinds.or.kr/> (最終確認：2025年6月10日) より筆者作成。

第 2 図 2010年代の『ハンギョレ』におけるデモにかかわる言説



(注) 「示威」「デモ」にかかわる記事の関連語の共起ネットワークを示している。「学生」の関連性が小さくなり、「市民」が大きな関連を有していることがわかる。
(出所) 한국언론진흥재단「빅카인즈」 <https://www.bigkinds.or.kr/> (最終確認：2025年6月10日) より筆者作成。

第3図 保守2紙(東亜日報、中央日報)におけるデモにかかわる言説(2010—2018年)



(注) 「示威」「デモ」にかかわる記事の関連語の共起ネットワークを示している。「対象は2010—2018年の記事。『ハンギョレ』とは異なりデモを「市民」との関係で論じていないことがわかる。
(出所) 한국언론진흥재단「빅카인즈」 <https://www.bigkinds.or.kr/> (最終確認: 2025年6月10日) より筆者作成。

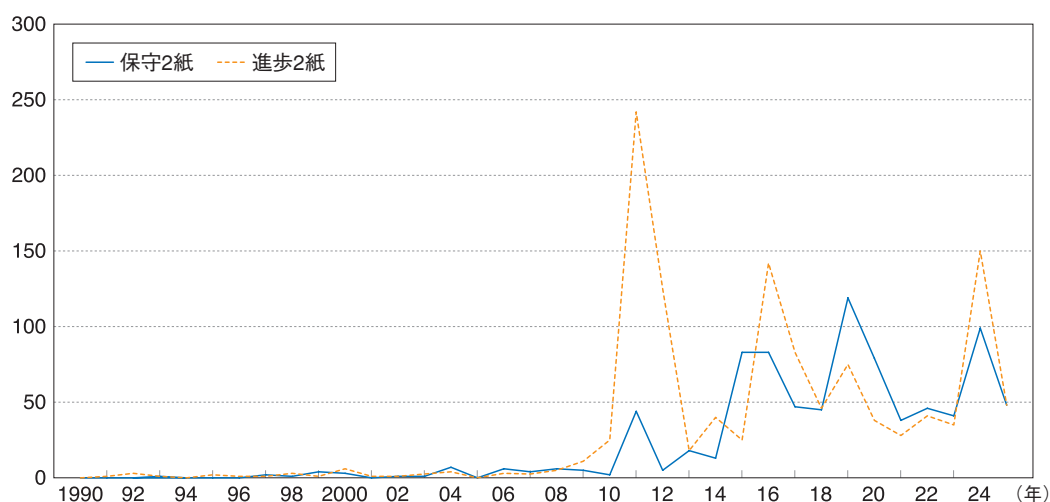
この言葉が特別な意味を持つようになった契機は、2011年、翌年に予定されていた大統領選挙を前にして進歩派勢力の統合を求めた「愉快的民乱：国民の命令」運動である。この運動にかかわる言説で特徴的であったのは、自らの要求を「国民」全体による「命令」だと見なし、統合を躊躇する政治家側に圧力を加えたことである。

この時の運動は「命令」が同じ陣営の政治家に対してのものだったが、これがより大々的にしかも対立する陣営に向けられたのが、言うまでもなく、2016年の朴槿惠弾劾運動においてであった。つまり、進歩陣営は自らの組織した大規模デモとその主張こそが、国民の意図を示すものであり、命令だとしたのである。ハンギョレ新聞は朴槿惠大統領の弾劾訴追案が国会を通過した翌日、次のように論じている。

彼らは、ろうそくの力で弾劾案が可決されたという事実喜びながらも、朴大統領の即時退陣と共犯者たちへの処罰が実現するまでろうそくを消すつもりはないという意志を明らかにしました。憲法裁判所に対して「弾劾を認めよ」、「国民の命令だ」などのスローガンを叫んだりもしました。小学1年生の息子と集会に参加したペ・チュンファン(40)さんは、「朴槿惠大統領のせいで学生時代にもしなかった現代史の勉強を一生懸命やっています。10月26日の次に12月12日が起こるようなことにならないように、ろうそくを諦めてはいけません」と話しました⁽¹⁶⁾。

重要なのはここで「国民の命令」が絶対的なものだと見なされており、それゆえ対立陣営に属する政治家のみならず、裁判所までもがこれに従うべきものとされていることであろう。そして、この運動は2018年になると保守陣営側にも伝播する。すなわち、2018年、文在寅政

第4図 「国民命令」言説



(注) 「保守2紙は中央日報と東亜日報、進歩2紙はハンギョレ新聞と京郷新聞。それぞれのグループにおいて「国民の命令」という語が用いられている記事の数の推移を示している。2019年頃に保守側の数字が進歩側に追い越していることがわかる。

(出所) 한국언론진흥재단「빅카인즈」 <https://www.bigkinds.or.kr/> (最終確認：2025年6月10日) より筆者作成。

権との対立を深めていた黄教安率いる「自由韓国党」は、文在寅による曹国法務部長官任命に反対するデモを組織し、これを「国民の命令」だとして突き付けるようになったからである⁽¹⁷⁾。

そして第4図に示すように、こうして保守派と進歩派が競うように大規模デモを組織して、自らの政治的意図を「国民の命令」として突き付け合う状態が拡大する。それではこのような韓国における民主主義の展開は、この国の今後にどのような示唆を有しているのだろうか。

むすびにかえて

2025年の韓国大統領選挙は、多くの人々の予想と変わらず、「共に民主党」の候補者である李在明が当選した。しかしながら、そこまでの道筋は、意外性に満ちたものだった。

この選挙の前提にあったのは、2024年12月の尹錫悦による突然の戒厳令宣布であり、その後の弾劾・罷免だった。この過程において注目すべきは、この事態とそれに伴う混乱が明らかに大統領による違憲・違法行為の結果であるにもかかわらず、政党支持にかかわる大きな変化が見られなかったことである。すなわち、与党「国民の力」の支持率は戒厳令宣布直後こそ一時的に低下したもののすぐに回復し、逆にこれに対抗する「共に民主党」の支持率はほとんど上昇しなかった。結果、6月に行われた大統領選挙における李在明の得票率は、むしろ、2024年4月の国会議員選挙における「共に民主党」のそれを下回る結果になった⁽¹⁸⁾。

明らかなのは今の韓国においては、戒厳令宣布や大統領弾劾といった極めて大きな政治的イベントがあっても、また両勢力が総力を尽くして大規模デモを組織しても、保守・進歩両勢力の配置がほとんど動かないことである。大規模デモを伴う運動は、むしろ、両勢力を支持する人々をして自らのイデオロギー的アイデンティティーを確認する役割すら果たしていた。

そしてそのことは、1987年の民主化以来、この国の民主主義を支えてきた「第六共和国」

が大きな曲がり角に直面していることを意味している。韓国の国民はこの状況からどのように脱出することができるのか。また新大統領の李在明はいかにしてこの国を導いていくのか。韓国の民主主義が問われている。

- (1) 例えば、東アジア研究院は、「한국 민주주의 퇴행 진단 시리즈」と銘打って、5本のワーキングペーパーを掲載して議論している。이숙중「서론: 민주주의 퇴행의 세계적 확산과 한국」、배진석「한국 대통령제의 민주주의 퇴행 요인」、김정「계엄 전후 한국 헌정 민주주의의 위기」、박선경「한국 정치엘리트와 민주주의 퇴행」、강우창「한국 민주주의 위기와 ‘아래로부터의 퇴행’?」、2025年5月15日、<https://www.eai.or.kr/new/ko/>（最終確認：2025年6月9日）。
- (2) 남가연「[[기획] 제21대 대선 사법공약 화두는?… 개헌·검찰개혁 놓고 ‘증돌’」『법조신문』2025年5月23日、<https://news.koreanbar.or.kr/news/articleView.html?idxno=33507>（最終確認：2025年6月10日）。
- (3) Darcie Draudt-Véjares, “How South Korea’s Democracy Saved Itself,” December 11, 2024, <https://carnegieendowment.org/emissary/2024/12/south-korea-democracy-yoon-protests?lang=en>（最終確認：2025年6月10日）。
- (4) 本章の内容については、木村幹『民主化の韓国政治——朴正熙と野党政治家たち1961～1979』（名古屋大学出版会、2008年）、國分典子『憲法からみた韓国——「民主共和国」とは何か』（名古屋大学出版会、2025年）。
- (5) この点については、木村幹「支配政党に見る朴正熙政権から全斗煥政権への連続と断絶」『国際協力論集』20（2/3）、2013年1月、を参照。
- (6) 第五共和国下の全斗煥の統治については、木村幹『全斗煥——数字はラッキーセブンだ』（ミネルヴァ書房、2024年）。
- (7) Matthew S. Shugart and Rein Taagepera, *Votes from Seats: Logical Models of Electoral Systems*, Cambridge University Press, 2017.
- (8) 崔鳳振「[[改編정국構想은…4黨대표에 듣는다] <2> 金鍾泌 共和중재」『부산일보』1990年1月12日。
- (9) 형은화「열린우리당의 생성과 소멸에 관한 연구」、전남대학교 사회과학연구소『현대사회과학연구』17、2013年。
- (10) 「열린우리당 홈페이지 아카이브」[2003년 11월 11일 제정]、<https://namu.wiki/w/%EC%97%B4%EB%A6%B0%EC%9A%B0%EB%A6%AC%EB%8B%B9>（最終確認：2025年6月10日）。
- (11) 김진「[[심증기획] 여의도 ‘新삼국지’… 김진 기자의 정치파일」『월간중앙』2004年5月、<https://www.m-jongang.com/news/articleView.html?idxno=212907>（最終確認：2025年6月10日）。
- (12) 이훈「[[기자의 눈] 이훈/열린우리당 무엇이 진심인가」『東亞日報』2004年3月15日、<https://www.donga.com/news/Politics/article/all/20040315/8039981/1>（最終確認：2025年6月10日）。
- (13) アメリカ産牛肉輸入反対デモをめぐる政治については、木村幹「韓国におけるイデオロギーとしてのポピュリズム——『アメリカ産牛肉輸入問題』を巡って」、島田幸典・木村幹編著『ポピュリズム・民主主義・政治指導——制度的変動期の比較政治学』（ミネルヴァ書房、2009年）。
- (14) 韓国における2002年以降のデモ政治の伝播については、後日、より詳細な分析を公表する予定である。
- (15) 前掲、崔鳳振「[[改編정국構想은…4黨대표에 듣는다] <2> 金鍾泌 共和중재」『부산일보』1990年1月12日。
- (16) 「춣불들 “헌재는 탄핵 인용하라” 함성」、『한겨레』2016年12月10日。
- (17) 김명지「조국 사퇴 후 첫 주말…광화문 “文 규탄” 여의도 “검찰 개혁”」『조선일보』

2019年10月19日。

- (18) 木村幹「李在明は本当に『圧勝』だったのか」『Newsweek日本語版』2025年6月17日を参照。

きむら・かん 神戸大学大学院教授
kan_kimura@diamond.kobe-u.ac.jp